

平成 28 年度熊谷市立別府小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「熊谷市立別府小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を持ちます。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 3 学校が一丸となって組織的に対応します。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築きます。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第 22 条）
 - （1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
 - （2） 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年代表、特別支援教育コーディネーター、ふれあいスクールコーディネーター、ほほえみ・地域教育相談員（別府中所属）、PTA 会長、学校評議員、自治会長代表、青少年健全育成市民会議別府支部会長、子ども会代表、主任児童委員、交通指導員、警察関係者
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
 - （3） 開催
 - ア 定例会（年 3 回程度開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
 - （4） 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別相談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 子ども達自ら「いじめ」問題に気づき、考え、解決していこうとする実践的な態度を身につける。
- (2) 構成員 児童会本部役員・代表委員
- (3) 開催 6月 10月 12月 2月
- (4) 内容 ・「いじめ撲滅スローガン」による自分たちの決意表明
・定期的な「いじめ」問題についての解決方法の話し合い

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - ・ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - ・ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ いじめ撲滅に向けたスローガンづくり(子どもいじめ対策委員会を中心に)
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ ランドセルの中の「ミニ行動宣言」
 - ・ 校長等による講話
 - ・ いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - ・ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - ・ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気のでない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
 - ・ 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
 - ・ 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - ・ 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - ・ 「携帯・インターネット安全教室」の実施(児童対象・保護者対象)

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

- (1) 登校時間：今日の子どものとの出会い、はじめの一言を大切にする。
- (2) 健康観察：一人一人の表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察を徹底する。
- (3) 授業時間：子どもと学ぶ、子どもに学ぶ。
- (4) 休み時間：一人で30秒、35人でたったの17分30秒を大切にする。
- (5) 給食時間：何事も食事に現れる。
- (6) 清掃時間：清掃は人の心を磨くまで。
- (7) 下校時間：お互い気持ちよく「さようなら」ができるよう工夫する。

2 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめアンケート調査（児童及び保護者）を児童は月に1回、保護者は年に4回を目安に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめ緊急対策マニュアル」に基づき対応する。

3 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年5回、教育相談週間（日）を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 生徒指導（教育相談）だよりの発行

4 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員
- (2) 地域相談員
- (3) 学校評議員

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめ緊急対策マニュアル」に基づき、対応する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対応を行う。

- (ア) いじめ対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校が調査主体となる場合＞

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ P D C Aサイクルによる点検・見直し

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定
 - （１） 検証を行う期間：前・後期一度ずつとする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期
 - （１）「取組評価アンケート」の実施時期：１０月、２月とする。
 - （２）いじめ対策委員会の開催時期：６月、１１月、２月とする。
 - （３）校内研修会等の開催時期：８月、１２月、３月

Ⅹ 研修

- 1 職員会議
 - （１）学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - （２）取組評価アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - （１）生徒指導・教育相談に係る研修
 - （２）情報モラル研修 等